

令和 3 年 6 月 2 1 日

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議

座 長 田 村 和 宏 様

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

常務理事 茶 圓 光 彦

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議

（第 4 回目を終えて）

私ども全国重症心身障害児（者）を守る会（以下「守る会」といいます）は標記に関して従来から「児者一貫制度」を維持して欲しいと厚生労働省に陳情し、当局は守る会の上記陳情に応じてくださっています。従って守る会の重症児者においては標記問題、すなわち過齢児の移行（児童施設から成人施設へ）の問題は生じていないと認識いたしております。

私は、本年 1 月、本検討会の開始時に守る会の「両親の集い」に掲載した小論文を提出させていただきました。そこで私は、重度障害者にとっての「施設の必要性」「地域移行や自己決定の意味の曖昧さ」について意見を述べております。

本検討会が進むにつれて、上記私の意見の内容、すなわち成人年齢になってもなお児童施設で生活せざるを得ない重度障害者の処遇の議論が薄くなり、18 歳前後の移行システムをスムーズに稼働させること（主に行政の責任論）に重点が置かれているように感じております。

それは、検討会のメンバーの皆様が多くが、行政機関や事業者であることから、当然のことと思いますが、私が検討会での意見の主張を差し控えているのは、当

事者（重度障害者の親）として唯一オブザーバー参加させていただいている守る会が、本検討会で施設移行を望まない当事者や家族の意見を申し述べることは、検討会に場違いの意見を持ち込むことになるのではないかと思うからです。

制度については、法の適用や社会的養護の例にある補助金でのカバーなど行政でご検討いただけていると思っております。福祉行政は、そもそも多様で整理し難い障害者の要請にモザイク的に応じてきたために、制度的には論理性と美しさに欠ける点があることは否めません。しかし、そのことこそが、行政が障害者に寄り添ってきてくださった歴史を示しているのだと私は感謝しております。

守る会としては、移行可能な方はすでに移行しており、個別の複雑な又解決できない事由から施設移行できない者を、法秩序を守るためにと無理に移行させることのないようお願いするものです。